

コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所
〒860-0081
熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号
096-351-8585
- FAX
096-351-8595



Fantastic Sunset 撮影 塩田 直司

明けましておめでとうございます。

昨年2月にロシアがウクライナに侵攻して以来、エネルギー危機、物価の上昇、更に円安の進行などで、私たちの生活は非常に不安定な状態になっています。政府は敵基地攻撃能力の保有を目的として、大幅な防衛予算の拡大を目指しています。しかし、本当に敵基地攻撃能力を持つことで、日本の安全を守れるのか、私たちは立ち止まって考える時が来ているのではないかと思います。

私どもは、市民の皆様のお役に立てるよう、今後も気を引き締めて業務を遂行したいと思います。

本年もよろしくお願い申し上げます。

2023（令和5）年正月
コスモス法律事務所 弁護士・事務局一同

離婚と財産分与



弁護士 塩田直司

夫婦の財産についてどのようにするかという問題について、民法は夫婦財産契約と法定財産制の2つを予定しています。といっても夫婦財産契約をする例など、私の経験から遭遇したことはありません。アメリカなどでは婚前契約書を交わして、結婚生活における取り決めや財産に関連する取り決めをしているそうです。

日本の民法でも婚姻の届出前に夫婦財産契約をするとの条項がありますが、婚姻の届出前にその登記をしなければ、第三者に対抗できないとされています。このような制度があることは一般に知られていなし、結婚前に登記などという話はなかなかしにくいという事情もあるのではないのでしょうか。かくいう法律家である私もこのような夫婦財産契約は結んでおりません。

夫婦財産契約を結んでいない場合は、法定財産制になり、夫婦の一方が婚姻前から持っていた財産や婚姻中に自己の名前で取得した財産は、その人の特有財産となります。これを別産制と呼んでいます。そこでその夫婦が別れる段階になった時に、婚姻期間中に取得した財産の清算問題が生じてくるのです。これが所謂財産分与といわれる問題です。民法768条はその方法や基準を定めています。財産分与の問題が生じたときに、特に問題となるのは住宅の処理と住宅ローンの問題、また債務をどのように評価するかという問題もあります。まず原則として住宅の価値より担保設定されている住宅ローンの債務が大きい場合、即ちオーバーローンの場合がよく問題となります。オーバーローンの場合も協議や調停の中でなんらかの合意ができれば

良いのですが、もし合意ができない場合には問題が生じます。不動産の価格から住宅ローンの残額を差し引いた金額がマイナスとなる場合、多くの裁判例は、不動産の価値はゼロであると考えています。そうしますと、オーバーローンの住宅は財産分与の対象とはならないことになってしまうのです。この場合、裁判所としては財産分与の対象から外すこととなりますので、夫または妻の単独所有物件の場合には処理ができないことになってしまうのです。但し、共有持分の登記が入っているような事情があれば、オーバーローンで、財産分与としては認められないとしても共有物分割訴訟というような方法をとって処理を行う途はあるでしょう。

また夫または妻の名義の債務を財産分与の際にどのように取り扱うかについても問題があります。この点裁判例、例えば東京地裁平成11年9月3日判決では、債務についても夫婦共同生活の中で生じたものについては、財産分与にあたりその債務発生に対する寄与の程度（受けた利益の程度）に応じてこれを負担させることができるとしています。

財産分与の実際の手続では、資産と負債を計上し、財産分与額を算出するのですが、その際の債務がどの程度夫婦共同生活に寄与したのかが実際には問題になってくると思います。

知る権利と知らない権利



弁護士 矢澤 利典

1. 知る権利とは

「知る権利」という言葉は、社会一般で知られ、使われている言葉だと思います。知る権利は、もともと国民が国政に関する情報を自由に入手する権利として、日本国憲法21条の「表現の自由」の保障の一場面として、明文化はされていないものの憲法上の権利として保障されていると解されています。

そして知る権利は、個人の幸福追求としての役割ばかりではなく、民主主義が健全に機能するため（国民が政治的な意思を成すため）の役割があり、大変重要な権利として位置づけられています。マスメディアは、国民の知る権利の保障を担う機関として、「報道の自由」を享受しながら様々な情報を国民に提供しています。

そして知る権利という概念に基づいて、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」があり、各自治体には情報の公開に関する条例が制定されています。私が司法試験の受験をしている際も、「憲法」科目において、表現の自由は侵してはならない特に重要な人権であるため、その制限の可否は厳しい基準をもって判断するという立場が一般的で、現在もその考え方が私に根強く残っています。ですので、表現の自由に対する制限が問題となっている事件（例えば、ヘイトスピーチ規制条例が憲法に違反するか否

かが争われた裁判など）がニュースになると強い関心・興味がわくのです。

2. 知られたくない権利、知らせたくない権利、知りたくない権利

他方、1995年にWindows 95が発売されて以来、当時3%程だったインターネット普及率が、Windows 98・ADSLのサービス開始、Mixiを始めとしたSNS（最近では、TwitterやInstagramやFacebookなど）の普及、iPhoneなどのスマートフォンやタブレットの普及によって、85%に迫る勢いとなっています。情報化社会と言われて久しく、現在は世界中の様々な知りたい情報が簡単に手に入るようになりました。

知る権利という視点では、大変望ましい状況である一方、情報が溢れる中で、秘匿すべきプライバシー情報、虚偽の情報、有害な情報が拡散する問題が起こります。これは、表現の自由とプライバシー権の衝突、表現の自由と子どもの育つ権利の衝突の問題として表面化してきます。

今回は子どもの権利という視点で見てゆきたいと思います。

3. 子どもの視点から

1989年、第44回国連総会において、「子どもの権利条約」が採択されました。これは、「生きる権利」「育つ権利」「守られ

る権利」「参加する権利」に分類されています。特徴としては、子どもは保護の客体という側面だけではなく、権利の主体としても認めてゆく点にあります。

この条約の17条には「子どもは、国内外のあらゆるメディアから人生に有益な情報・資料を入手する権利と、有害な影響を及ぼす情報から守られる権利を持つ」と規定されています。

子どもが尊厳を保ちながら、有害な情報・健全な育成を害する情報から守られるというのは、有益な情報と有害な情報の線引きという意味で、バランスの大変難しい問題と思います。

最近、こんな問題を耳にしました。学校の教員が、更衣室で児童の着替えを盗撮したことが発覚したという問題です。そして、刑事事件として捜査（事実の解明）が進み始めたばかりのタイミングで、ニュースで実名報道がなされたというのです。

様々な社会内の犯罪において、実名報道は珍しくないことであり、知る権利という意味では、むしろ実名報道を当然と思う方もおられると思います。しかし、その教員の以前赴任していた学校の児童が、そのニュースを見てショックを受けるとともに、自分が被害に遭っていないか不安になり、親の知らないところで、子ども同士（LINEなど）で報道が共有されてゆき、不安がさらに募った状

況、そして「知りたくなかった」という子どももいる状況になっているということでした。

実体解明がなされていない中での報道は、十分な情報が与えられず、むしろ、憶測や不安を煽るものになる危険があります。また、最近では、パワハラでアイドルが自殺したという報道に対して裁判でパワハラが否定された事件など、誤った情報が流される危険もあります。

先ほどの教員の事案では、実体（被害の広がり）が解明されていない状況で、果たして、実名を報道する必要性（利益）がどこまであったのか、全てが明らかになった後でもよかったのではないかと感じました。

表現の自由、知る権利は、自己実現や民主主義の根幹を成す重要な権利であることには変わりはありません。しかし、様々な対立する重要な利益が叫ばれる中で、他の利益に優先する権利という意識だけでは、健全な社会の実現の妨げとなるおそれがあると思います。

近年、大きく変化してゆく社会の中で、今後、知る権利が、他の様々な利益と、衝突するのではなく、共に成り立てるよう、丁寧かつ慎重な運用がなされることを願っています。



貧困の連鎖を断ち切るために

～生活保護事件の第一審勝訴のご報告

(熊本地方裁判所令和4年10月3日判決)～

弁護士 高木 百合香

1. はじめに

貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護世帯の子どもの就学をどのように保障するかは、生活保護制度の大きな課題です。

十分な就学保障は、被保護世帯の子どもの就労の選択肢を増やし、将来の経済的自立に大きく役立つにも関わらず、生活保護行政ではそのことが過小評価されてきました。

世帯内で保護を受けながら就学する「世帯内就学」は、1970年に初めて高等学校まで認められるようになりましたが、大学、短期大学、専門学校等の高等教育（以下、「大学等」と言います）については、未だ認められていません。文部科学省の令和3年度学校基本調査によると、大学等への進学率は83.8%に及び、より良い就労先、就労環境を得るために高等教育を受けることは、もはや珍しいことでも、贅沢なことでもありません。

現行の保護制度において、被保護世帯の子どもが大学等に進学するためにわずかに許された方法は「世帯分離」をして働きながら就学すること、つまりその収入を世帯に入れなくても良い代わりに、自らの就学や生活にかかる費用は自ら支弁するという、極めて消極的な就学保障だけなのです。

ところが、福祉事務所が世帯分離をした学生の収入が増加したという事象だけを捉え、その消極的な就学すら侵害してしまっただけでは、その子の将来はどうなるのでしょうか。

いま一度、世帯の自立助長という生活保護制度の趣旨、そして子どもの貧困対策を実質的に実現するための被保護世帯の子どもの就学保障のあり方が問い直されなければなりません。

2. 事案の概要

孫（当時20代）と同居していた夫婦（ともに当時60代。夫が原告）が生活保護を受給するに当たり、看護学校（准看護科）に通学する孫については保護せず自らの収入で就学・生活することとして世帯分離され、2014年7月、夫婦のみ生活保護（医療扶助）が開始しました。

しかしその後の2017年2月、孫が准看護師の資格を取得して収入が増加したことを知った熊本県玉名福祉事務所長は、孫がまだ看護学校（看護科）就学中であるにもかかわらず、世帯分離を解除し、孫を世帯に編入した上で、「世帯の収入が最低生活費を上回るため」との理由で世帯（夫婦）の生活保護を廃止したのです。

原告は、審査請求、再審査請求を行いました。いずれも棄却されたため、令和2年6月、保護廃止処分の取消しを求めて提訴しました。

3. 関係法令の紹介

本件のポイントは、世帯分離解除の違法性です。この問題は、生活保護法の中でもこれまであまり争いになってきていませんので、関係法令をご紹介します。

まず、生活保護法（以下「法」といいます）は「保護は、世帯を単位としてその要否および程度を定めるものとする」と定め（法10条本文）、世帯単位の原則を採用しています。世帯単位の原則は、生活困窮という事象が世帯を単位に起きる点に着目したものです。

もっとも法は、「但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」（法10条但書）として、その例外を定めています。

この例外は、厚生省社会局長通知（以下、「局長通知」と言います）により具体化されており、看護学校のような専修学校・各種学校に通う者（以下、「専修学生等」と言います）については、次のように取り扱うと定められています。

局長通知第1の5「次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。」

「(1)(2)略

(3)生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合」

この取扱いは、例えば、

局長通知第1の2「同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、分離して差しつかえないこと」

「(1)(2)(3)略

(4)次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき(下線筆者:世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)(以下略)」

とは要件が異なります。（以下、上記波線部分を「要保護要件」と言います）

つまり、専修学校等に通う前者のケースでは、仮に専修学生等の世帯員を分離せず、世帯の収入に合算すれば最低生活費を上回る非保護世帯となる場合でも、要件である①就学、及び②自立助長に効果的という2つの要件を満たす間は世帯分離して専修学生等以外の世帯員を保護するという取扱いを許すこととしているのです。つまり、前者は、後者の例と異なり、要保護要件を課さずに、専修学生等の世帯員の収入は不問にして、それ以外の世帯員の収入が最低生活費を下回る要保護世帯であれば、それ以外の世帯員を保護するというものです。

これは一見、専修学生等の世帯員を優遇する措置のように見えます。しかし、専修学生等の世帯員の収入（せいぜいアルバイトです）が如何ほどあるでしょうか。また、大学生であれば就職活動、看護学校生であれば看護実習、その他専門に就いて実習の最中にはアルバイトができず、その時期に備えて、できる時に蓄えておく必要があることも容易に想定できます。学生たちは、生活保護が自分の面倒を看ない以上、現在のため、そして将来に備え、できる時に自力で蓄えておかなければならないのです。

このように世帯分離された学生たちにとって、生活保護は、学費や生活費の面倒をみない、学校に行きたければ自力で学費、生活費を賄って行くのであれば許すというものです。見方によっては冷徹・無関心な制度なのです。

ただ、自力で努力して就学できた子ども達が、その後就労できるようになれば、自立して保護を脱却することも期待できます。やる気と能力のある学生の就学は推し進めるべきというのが、子どもの貧困対策という国の目指す政策にも合致します。

では、このような学生の世帯員に収入があった場合どうすべきか。その取扱いについて、生活保護手帳別冊問答集の問1-47には次のように書かれています。つまり、世帯分離により被保護者でなくなった者の収入は、当然には他の世帯の収入と合算して認定することはできないとされ、

「とりわけ『その世帯が要保護世帯となる場合に限る』という要件が課せられていない分離については、世帯分離の趣旨が生かされるよう配慮が必要」と、あえて注意書きがなされているのです。

これは、要保護要件が課されていない世帯分離のケースにおいて、分離された世帯員の収入が増えた場合に収入合算したり安易に世帯分離を解除することへの警鐘と言えます。

4. 判決の要旨

(1) 世帯分離解除の処分性について

熊本地方裁判所（中辻雄一朗裁判長）は、「世帯分離又はその解除は、処分行政庁が保護の要否及び程度を世帯単位で判定、検討することが相当かという観点から行う取扱いであり、」保護の申請者や受給者といった国民の権利義務を形成し、範囲を確定するものではないとして、世帯分離解除の処分性を否定しました。

(2) 本件保護廃止処分の違法性について

次に、本件が孫の収入増加に着目して世帯分離解除、保護廃止をなされたものと認め、保護廃止処分の適法性を判断するにあたっては、世帯分離解除の適法性を判断することが必要としました。

ア 規範

その上で、次のような規範を定立しました。

世帯単位の原則の例外として、専修学校等に進学した世帯員の保護世帯からの分離が認められている趣旨は、専修学校等に進学した世帯員の経済的負担を軽減し、引き続き保護世帯との同居を続けながら専修学校等の教育課程を修することができるようにして、専修学校等の在学中に十分な稼働能力を取得させ、将来的な自立を促進助長することにある。

このような各規定の趣旨及び文言に照らすと、専修学校等に進学した世帯員の世帯分離又は世帯分離解除をするか否かの判断については、処分行政庁に相応の裁量権が付与されている

ものの、その判断時における専修学校等に進学した世帯員の就学状況、収入・支出等の経済状況、分離された保護世帯の状況等に基づき、世帯分離又は世帯分離解除を行うことにより専修学校等に進学した世帯員及び分離された保護世帯の将来的な自立の促進助長に効果的であると認められるか否かが検討されるべきであり、その検討過程ないし結果（判断の内容）が著しく合理性を欠く場合には、当該世帯分離又は世帯分離解除の判断は、処分行政庁の裁量の範囲を逸脱・濫用するものとして違法性が認められると解するのが相当である。

そして、生活保護手帳別冊問答集には、「とりわけ『その世帯が要保護世帯となる場合に限り』という要件が課されていない分離については、世帯分離の趣旨が生かされるよう配慮が必要」と記載されていることに照らすと、他の世帯分離の場合と異なり、世帯分離を行わないとすれば「その世帯が要保護世帯となる場合に限り」という要件が付されていない本件の世帯分離については、専修学校等に進学した世帯員の収入が増えて世帯分離を行わなければ当該世帯員を含めた世帯収入が最低生活費を上回る状態となる場合であっても世帯分離を継続することが可能とされていると考えられる。専修学校等に進学した世帯員の収入が増加したことのみをもって世帯分離を解除することは相当でない。

イ あてはめ

裁判所は、孫の収入や必要な学費、看護学校の性質（准看護科と看護科が同質性・連続性を有する過程である、とした）、そして処分行政庁が原告に渡した書面等にも言及し、「処分行政庁の担当者は、孫の収入が大幅に増額したことを契機に、孫の収入を含めれば原告夫婦への生活保護が廃止できると考えて世帯分離解除をすべきであるとの判断をしたものと推測される」、しかし「長期的・俯瞰的な視点からすれば、（中略）世帯分離を継続することが孫及び原告夫婦の経済的な自立に資する状況にあったことは明らか」、「処分行政庁の担当者は、（中略）孫の収入の大幅な増加という表層的な現象に専ら着目したがゆえに、（孫の世帯分離が）経済的な自立助長に効果的である状況が継続しているかという視点に欠けるところがあったというべき」認定し、処分行政庁の世帯分離解除の検討過程ないし結果は著しく合理性を欠いていたとしました。

そしてこの世帯分離解除が違法である以上、収入合算は認められず、保護廃止も違法で取消を免れないとしました。

なお、本判決は、民法上の祖父母と孫の扶養関係は自分を犠牲にしてまでの生活保持義務ではなく、生活扶助義務（自分の腹を満たして後に余れるものがあれば援助する義務）と解されていることを踏まえ、「世帯分離解除により孫が自らの収入で原告夫婦の扶養を強制されるような事態を招くことは相当でないということもできる」とも判示し、扶養義務の点からも孫の就学を後押ししました。

（中略）孫の収入の大幅な増加という表層的な現象に専ら着目したがゆえに、（孫の世帯分離が）経済的な自立助長に効果的である状況が継続しているかという視点に欠けるところがあったというべき」認定し、処分行政庁の世帯分離解除の検討過程ないし結果は著しく合理性を欠いていたとしました。

そしてこの世帯分離解除が違法である以上、収入合算は認められず、保護廃止も違法で取消を免れないとしました。

なお、本判決は、民法上の祖父母と孫の扶養関係は自分を犠牲にしてまでの生活保持義務ではなく、生活扶助義務（自分の腹を満たして後に余れるものがあれば援助する義務）と解されていることを踏まえ、「世帯分離解除により孫が自らの収入で原告夫婦の扶養を強制されるような事態を招くことは相当でないということもできる」とも判示し、扶養義務の点からも孫の就学を後押ししました。

5. 本判決の意義

本判決は、生活保護世帯の子どもの就学保障によって貧困の連鎖を断ち切り、その自立を助長するという生活保護法や子どもの貧困対策法の趣旨・目的を踏まえて、処分行政庁に対し、生活保護世帯の子どもの就学を最大限に尊重して、世帯分離という仕組みの適用に万全を期すことを求めたと評価できます。その意味で、生活保護制度だけでなく、子どもの貧困対策の点においても極めて重要な意味を持つものと評価できます。

「長期的・俯瞰的な視点」や「表層的な現象に専ら着目したがゆえに（中略）自立助長に効果的である状況が継続しているかという視点に欠けるところがあった」という本判決の指摘は、目の前の保護費削減に目を奪われた担当ケースワーカーや福祉事務所の対応を批判し、早急な処分のやり直しと、二度と同じ過ちを繰り返さないことを強く求めています。

貧困が連鎖すれば、生活保護世帯の子どももまた生活保護を受給し社会保障費は増大しますが、反対に、連鎖が断ち切られれば生活保護世帯の子どもは今度は納税者の側に回り、社会保障費は削減できることとなります。一時的には子ども達の教育に費用を要しても（費用が削減できなくても）、それは将来にわたり十分回収できるのです。

一時的な保護費削減に目を奪われることなく、子どもの一生の問題である教育の重要性を認めた本判決は、将来のわが国のあり方まで見据えており、極めて重要なものです。

6. さいごに（控訴審の展望）

熊本県は、控訴期限の10月17日に控訴し、異例にも次のような知事コメントを出しました。

「生活保護は法定受託事務であり、国は『生活保護におけるこれまでの世帯認定の考え方にそぐわない部分が含まれていると考えられることから、高等裁判所の判断を仰ぐことが適当であり、控訴されるべき』と判断されました。

私は努力して貧困から脱却しようとする県民を支援する立場から、控訴回避の道を必死に探

りましたが、国の判断には応じざるを得ず、断腸の思いで控訴することとしました。

生活困窮者自立支援法においても、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援等の推進が求められており、生活困窮からの脱却を支援することは行政にとって重要な使命です。

本日、本田厚生労働大臣政務官に対して、私から直接、今後の裁判の動向にかかわらず、生活保護の運用にあたっては、社会の実態に沿った見直しを行われるよう強く申し入れました。」

異例のコメントは、知事自身が本件処分の違法性を認識しつつ、国（厚生労働省）に責任を転嫁する、消極的なものに思えます。

原告夫婦はともに70代になり、早急に裁判の負担からの解放を望んでいましたが、それすら叶いませんでした。国の判断に追随するのもいいですが、県民の苦心に思いを馳せられないものかと残念でなりません。

生活保護世帯で、貧困の連鎖を断ち切ろうとする子ども達の努力を支援する社会であるよう、控訴審でも、原告の主張が認められ、処分取消が維持されるよう努力していきます。

以上

本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。



事務員 有木 紀子

ずーと以前、京都で大学時代を過ごしました。入学式に列席してくれた父と京都観光をした際、父は小さな舞妓の人形を買ってくれました。父が帰った後、人形の台座裏に『人生に時あり、よく学び、よく遊べ、最高の青春を！』とのメッセージが。父らしいなあと感謝する一方で、学びも遊びもいくつになってもできるし、青春なんて時期ではなく、心の有り様ではないかしらと、ちょっぴり反発も感じました。でも、齢を重ねた今、父の思いが素直に心に響きます。

事務員 中道 美保

先日、久しぶりに学生時代からの友達と3人でランチをしました。色々とお話しましたが、健康診断で再検査の通知がきた話し、服用中の薬の話し、介護のこと、白髪染めの話し、○年後の還暦旅行の計画等々、こんな話をするようになったことに年齢を感じて、おかしく思えました。

昔から友達に会うと元気をもらっていましたが、今もやっぱり元気をたくさんもらいます。友達には感謝です。

事務員 高森佐知子

2022年は、趣味を楽しむ年でした。コロナの感染予防をしっかりと行いながら、野外コンサートや近所の夜市等に出かけました。コロナ流行当初は、「プラスチック製品や紙にはどれだけの期間菌が生きているのか？手を洗わないと！うがいをしないと！」と、とても神経質になっていました。2023年は、備えをしっかりと行い変化に適應して、少し窮屈になった生活も私なりに消化しながら、楽しみの多い一年にしていきたいです。

事務員 廣石由美子

そろそろ、投資を始めようと考えています。取りかかりやすそうな本をとりあえず1冊買って読んでみました。いまいよくわからないまま、証券口座を開設しました。あとは投資を始めるだけです。ただ、ETF？投資信託？インデックスファンド？ドルコスト平均法？と、わけがわからない言葉がいっぱい出てくるので、何度も本を読み返しては、悩んでいます。NISA？つみたてNISA？iDeCo？悩ましいです。証券口座もいまさらながら別の証券会社がよかったかな、と悩んでいます。決断力が欲しい今日この頃です。

コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（但し、FAXは24時間受付）
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>